

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-40(政策12-施策④))

政策名	共生社会実現のための施策の推進						
施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等						
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。						
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。</p> <p>【平成30年度に実施した具体的取組】</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績のあった者を顕彰し、優れた取組を広く普及させることを目的として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施した。また、的確に国民のバリアフリーに関する現状の認識・評価や将来のニーズを把握するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」を行った。</p>						
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	予算の状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
			当初予算(a)	5	4	4	4
			補正予算(b)	0	0	0	0
			繰越し等(c)	0	0	0	0
			合計(a+b+c)	5	4	4	4
執行額	2	2	2	2			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況								
				基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況	
						年度ごとの実績値						
□		1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数	54件	50件	19年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
					—	—	—	—	—	50件		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】												
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰は、高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの効果的かつ総合的に推進する観点から、その顕著な功績が又は功労があった者に対して表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。その普及状況を測定するために、表彰によりバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進への機運が高まることによって更なる推薦につながっているかを図ることとし、平成19年度の水準である50件を目標値とする。												
□		2. バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数)	19,545件	20,000件以上	26年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
					—	—	—	—	20,000件			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】												
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、その優れた取組をHP等により広く普及させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施し、広く国民に情報提供をしており、その効果を測定するために、ホームページのアクセス数で検証するものとする。												

参考指標	1. 建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	53.6%	42.7%	39.6%	40.0%	40.3%	
	2. バリアフリーの認知度	実績値				
26年度		27年度	28年度	29年度	30年度	
94.1%	93.6%	92.0%	95.7%	95.2%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠)
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>測定指標1(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数)については、推薦元(各省及び都道府県)に積極的に推薦いただけるよう依頼することで平成29年度の推薦数より1割以上多くの推薦数となったが、目標としては未達となった。測定指標2(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数))については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査やバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について掲載し、平成29年度より1割以上(1,000件以上)アクセス数が増加したが、目標としては未達となった。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>測定指標1については、これまでも推薦を積極的に依頼してきたが、頭打ちであること、現状においても優れた取組が多く推薦されており、普及・啓発に支障がないことから、今後は現状と同程度の推薦数の維持を目指す。測定指標2については、平成30年12月に「ユニバーサル社会実現推進法」の成立・施行により、政府が請じた諸施策の実施状況の公表等が法定化されたことを受け、多くの重要な公表事項を積極的にホームページに掲載することにより、目標の達成を目指す。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(平成31年3月内閣府調査)</p>
	学識経験等を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインに知見を有する有識者(9名)で構成する選考委員会において意見を聴取している。(8月、10月)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(平成31年3月内閣府調査)		
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	政策評価実施時期	令和元年8月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-42(政策12-施策⑥))

政策名	共生社会実現のための施策の推進						
施策名	交通安全対策の総合的推進						
達成すべき目標	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。						
施策の概要	【施策の概要】 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、令和2年までに交通事故死者数を2,500人以下とすることを目指し、世界一安全な道路交通の実現を図るため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進する。						
	【平成30年度に実施した具体的取組】 平成30年度においては、「高齢運転者による交通事故防止対策について」(平成29年7月7日交通対策本部決定)に基づき、交通対策本部の下に設置された関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を4月に開催し、フォローアップを行い、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって取組を推進したほか、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図った。また、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通安全フォーラムの開催」(平成30年11月に内閣府、山梨県及び甲府市の共催により、『飲酒運転の根絶に向けて～富士山に誓ってなくそう!飲酒運転～』をテーマに開催した。)、交通指導員等交通ボランティア支援事業などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進した。						
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	平成28年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		予算の状況	当初予算(a)	75	83	89	86
			補正予算(b)				
			繰越し等(c)				
			合計(a+b+c)	75	83	89	
執行額	67	68	78				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成22年1月2日 福島みずほ内閣府特命担当大臣年頭の談話 平成30年を目標に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。						

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況
						暦年ごとの実績値					
1-1.第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数	□		①4,117人 (平成27年中) ①24時間死者数	基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況
				27年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	
				①4,117人 (平成27年中)	①2,500人 (令和2年中)	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	△
				平成26年中 ①4,113人	平成27年中 ①4,117人	平成28年中 ①3,904人	平成29年中 ①3,694人	平成30年中 ①3,532人			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。											
1-2.第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ②死傷者数	□		②670,140人 (平成27年中) ②死傷者数	基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況
				27年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	
				②670,140人 (平成27年中)	②500,000人 (令和2年中)	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	○
				平成26年中 ②715,487	平成27年中 ②670,140	平成28年中 ②622,757	平成29年中 ②584,544	平成30年中 ②529,378			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。											
2.80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標 ・年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数	□		約270人 (平成26年から平成28年の平均値) ・年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数	基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況
				28年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	
				約270人 (平成26年から平成28年の平均値)	200人 (令和2年中、ただし、平成29年中は250人)	-	-	-	目標値の達成	目標値の達成	△
				-	-	-	平成29年中 242人	平成30年中 266人			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年11月に開催された関係閣僚会議における総理大臣の指示を受け、平成29年7月7日に交通対策本部において決定された「高齢運転者による交通事故防止について」において、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止に関する目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。											
3.春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	□		国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
				29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
				44.7%	70%	95%	70%	70%	70%	70%	△
				41.2%	43.6%	46.0%	44.7%	39.4%			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。											

測定指標	定量的指標	4. 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況	
			29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
			76.70%	90%	98%	90%	90%	90%	90%	△	
			81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.8%	【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】			
			国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。								

参考指標	1. 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	-	-	-	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) -
--------------	------------------------------------

施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1-1及び1-2については目標を達成できなかった。 ・高齢者の人口当たりの交通事故死者は減少しているものの、高齢化の進展に伴い、全交通事故死者のうち高齢者は1,966人と、全体に占める割合は過去最高の55.7%となったことなどが主な要因として考えられる。 ・死傷者数については、目標を達成できなかったが、減少傾向が続いており、着実に進展している。 ○測定指標2については目標を達成できなかった。 ・80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数(免許人口10万人当たり)も昨年に比べ増加したことが主な要因と考えられる。 ○測定指標3については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が39.4%であるのに対し、実績値が低い世代は、10代(28.2%)、30代(29.3%)、20代(32.0%)の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。 ○測定指標4については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が72.8%であるのに対し、実績値が低い世代は、20代(59.4%)、10代(61.2%)の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。  【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -
-------	--

評価結果	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進
	【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1-1及び1-2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに14年連続で減少したほか、24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。一方で交通事故死者のうち高齢者の占める割合が過去最高となったことから、目標達成に向け、「人優先」の安全思想を基本とし、今後の高齢者人口の増加を踏まえた高齢運転者の事故防止対策の強力な推進、関係機関・団体等と連携した交通安全対策の一層充実を図る。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・平成28年11月に設置した「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ(平成29年6月)を踏まえ、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を推進する。 ○測定指標3については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・「春・秋の全国交通安全運動」の実施に当たっては、運動の趣旨、実施期間、重点などを広く国民に周知し、運動の認知度を高めるために、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体等と連携し、ポスター、チラシ、インターネット、テレビ等の各種広報媒体を効果的に活用した広報活動を強力に推進する。 ・10代から40代の実績値が低いことから、内閣府で開催している交通安全指導員養成講座や交通ボランティア等ブロック講習会、関係機関との各種会議等において、現状の認識を共有し、当該世代に対する効果的な啓発活動を推進する。 ○測定指標4については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・10代から20代の実績値が低いことから、内閣府が作成し、ホームページで公開している中学生及び高校生並びにその指導者を対象とした交通安全教材「自転車交通安全講座」の周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開し、交通安全意識の向上に努める。 ・交通安全指導員、シルバーリーダー及び市区町村の交通安全対策主管課職員等に対して、必要な知識の習得や指導力の向上を図り、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と連携した地域に密着した街頭活動、交通安全教育及び広報啓発活動等を展開し、国民全体の交通安全意識の向上を図る。  【根拠とした統計・データ等】 ・令和元年版交通安全白書(第1編第1部第1章) ( <a href="https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/pdf/zenbun/1-1-1.pdf">https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/pdf/zenbun/1-1-1.pdf</a> ) ・「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査(報告書)」(H31.3月実施:内閣府)

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----------------	----------	--------